

荷主関係団体 あて

国 土 交 通 省
厚 生 労 働 省

トラックドライバーの長時間労働の是正と適正取引構築に向けた
ご理解とご協力へのお願い（荷役作業・附帯業務関係）

平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

トラック運送事業では、ドライバー不足が深刻化している状況にあり、法令を遵守しつつ働き方改革を進め、物流機能が滞ることがないようにしていくためには、ドライバーの長時間労働の是正を進め、コンプライアンスが確保できるようにする必要があります。

そのためには、発着荷主のご協力が必要不可欠となりますが、特に、長時間の荷待時間の発生や、契約に定めがない荷役作業等の発生により、トラック運送事業者が立てた当初の運行計画が崩れてしまうことは、ドライバーの拘束時間に関するルール違反を招くこととなり、法令遵守を妨げる要因となります。また、物流全体の効率性も損なわれ、持続的な物流機能にも影響が生じることとなります。

また、働き方改革関連法による令和6年度（2024年度）からの時間外労働の上限規制の適用（年間960時間）に向けて、適切に対応できる環境を早期に整える必要があります。

こうした状況を踏まえ、中型以上のトラックについて、契約書に明記されていない荷役作業や附帯作業をドライバーが行った場合等には、当該作業を乗務記録に記載することを、トラック運送事業者に対して義務づける旨の改正が行われております。

これにより、荷役作業に関する実態把握及びトラック運送事業者が守るべき労働時間のルールである「改善基準告示」の遵守が図られるとともに、取引適正化にも資することとなるものと考えております。

つきましては、より多くの荷主の皆様にご周知致したく、「貨物自動車運送事業輸送安全規則」改正に関するリーフレットを送付致しますので、貴団体の広報誌への掲載、開催行事での配布等、積極的な周知にご配慮をいただければ誠に幸いに存じます。

また、運送委託者が契約にはない役務を運送事業者に無償で提供させることは、独占禁止法や下請法に抵触する場合がございますので、その点に関しても趣旨をご理解いただき、トラックドライバーの長時間労働の是正と適正取引構築に向けて、傘下会員への周知等にご協力を賜りたくお願い申し上げます。

○国土交通省 自動車局 貨物課	TEL：03-5253-8111(内線 41334)
○厚生労働省 労働基準局 労働条件政策課	TEL：03-5253-1111(内線 5389)
○農林水産省 食料産業局 食品流通課	TEL：03-3502-8111(内線 4324)
○経済産業省 商務・サービスグループ 物流企画室	TEL：03-3501-0092(直通)
○経済産業省 中小企業庁 取引課	TEL：03-3501-1669(直通)
○公正取引委員会事務総局経済取引局取引部企業取引課	TEL：03-3581-3375(直通)